

大分市子育て支援中小企業表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図るため、子育て支援に取り組んでいる中小企業に対して行う表彰(以下「表彰」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の名称)

第2条 表彰の名称は、「大分市子育て支援中小企業表彰」とする。

(表彰対象者)

第3条 表彰の対象となる中小企業は、本市に本店又は主たる事業所を置く中小企業であって、常時雇用する従業者の数が300人以下のものとする。

(表彰基準)

第4条 表彰は、次の各号のいずれにも該当する中小企業について行う。

(1) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項に規定する一般事業主行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、大分労働局長に届け出ていること。

(2) 仕事と子育てとの両立を支援する制度(市長が適当と認めるものに限る。以下「支援制度」という。)を導入し継続的に実施していること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(表彰の申請)

第5条 表彰を受けようとする者は、大分市子育て支援中小企業表彰申請書(別記様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(表彰者の決定)

第6条 市長は、表彰者の選考に当たっては、大分市子育て支援中小企業表彰者選考委員会の意見を聴くものとする。

(表彰の方法及び制限)

第7条 表彰は、表彰状及び副賞を授与することにより行う。

2 表彰については、行動計画の期間内において1回に限り受けることができる。

3 前項の規定にかかわらず、行動計画の期間内において、仕事と子育ての両立支援を推進する取組を行い、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、複数回表彰を受けることができる。

(1) 直近の表彰を受けた後、支援制度を新たに導入し、又は拡充し、かつ継続的に実施している場合

(2) 直近の表彰を受けた後に行った仕事と子育ての両立支援を推進する取組により支援制度の利用実績を上げた場合

(公表)

第8条 市長は、表彰を行ったときは、表彰を受けた中小企業の名称を公表することができる。

(表彰の取消し)

第9条 市長は、表彰を受けた中小企業が表彰基準を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他表彰企業として適当でないと認められる事由が判明したときは、既に行った表彰を取り消すことができる。

(庶務)

第10条 表彰に関する庶務は、子どもすこやか部大分市福祉事務所子ども企画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月31日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市子育て支援中小企業表彰要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る表彰について適用し、同日前の申請に係る表彰については、なお従前の例による。